

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

森 脇 俊 雅

- 一 はじめに
 - 二 連邦下院の議員定数再配分・選挙区画再編成
 - (一) 手続きと方法
 - (二) オンタリオ州連邦下院選挙区の事例
 - 三 州議会の議員定数再配分・選挙区画再編成
 - (一) 手続きと方法
 - (二) オンタリオ州議会選挙区の事例
 - 四 むすびにかえて
- カナダの方法の現状と問題点——

小選挙区制においては、定期的な議員定数再配分とともにもう選挙区画再編成が不可欠である。これを怠

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

—

論 説

二

ると、選挙区間の人口格差が甚だしくなり、公正な選挙の基本ルールである一人一票の原則に反する事態を招く。すなわち、選挙民の間で一票の価値が著しく異なるという事態である。

筆者は比較研究の視点からこの問題に取り組んできているが、小選挙区制を採用している代表的な国であるアメリカ合衆国とイギリスはともに定期的な議員定数再配分と選挙区画再編成を実施しているものの、その手続きとか方法において顕著な相異のあることがわかつた。⁽¹⁾ アメリカでは基本的に州議会という政治の場で再編成が行われるのに対し、イギリスでは中立的な第三者機関に再編成が委ねられている。⁽²⁾ 方法についても、アメリカでは各州単位で実施されており、分権的であるのに対し、イギリスではイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドと連合王国を構成する区域ごとに選挙区画委員会が設置されるが、たとえばイングランドについてはイングランド選挙区画委員会が五二四選挙区すべての区割りを行つていて、集権的と位置づけることができる。⁽³⁾

議員定数再配分・選挙区画再編成の手続きとか方法はそれぞれの国の文化とか伝統あるいはデモグラフィックな諸要因に基づくところが大きく、いちがいにその是非を論じがたいのであるが、党派性を有する政治家よりも中立的第三者機関に委ねることが望ましく、中央で全選挙区の境界を定めるよりは地域の実情をよく知っている州レベルで決める方が適当のように思われる。

本稿でとりあげるカナダでは、州単位で設置された第三者機関の選挙区画委員会 (Electoral Boundary Commission) がこれを担当しており、制度としてはアメリカとイギリスのいわば優れたところをとり入れたかたちになつてゐる。そのように制度的に整備されたカナダにおいて、実際に議員定数再配分・選挙区画再編成がどの

ように実施されているのかを明らかにすることが、本稿の主要な目的である。

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成制度は確かによく整備されているが、しかし、カナダの実情とどう適合し、運用されているのであろうか。議員定数再配分・選挙区画再編成の実施を考えるとき、カナダは困難な歴史的地理的自然的諸条件を有しているといわざるをえない。すなわち、カナダは比較的新しい連邦制国家であり、各州の独立性が強い。ことに、ケベック分離主義運動にみられるように、最近、地域主義の台頭がめざましい。各州への議員定数の再配分をどのように決定するのかは必ずしも容易ではない。⁽⁴⁾ カナダは広大な国土を有するが、その大半は厳しい自然的地理的条件の地であり、人口の大半は南部の限られた地域、とりわけオンタリオ湖岸からセントローレンス川周辺に集中している。人口の疎らな広大な原野の広がる北部と人口の集中する南部双方に妥当する規準をどのように設定し、選挙区画を定めるのかは、むずかしい課題である。筆者はカナダを専門に研究しているわけではなく、カナダについて詳細に語る能力を有しないものであるが、議員定数再配分・選挙区画再編成研究の立場からカナダはきわめて興味深い対象であり、あえてとりあげる次第である。⁽⁵⁾

二 連邦下院の議員定数再配分・選挙区画再編成

(一) 手続きと方法

カナダ連邦議会は二院制であり、上院（定数104議席）は連邦首相の助言に基づき、総督が任命することになつており、下院のみが小選挙区制で選挙された議員より構成される。なお、上院における各州の議席配分は表-1のようく定められており、州人口により議席数が異なる。人口の多いオンタリオ州とケベック州が半数近い議席

論 説

四

を得て いる。⁽⁶⁾

表一 上院の各州配分議席数

州名	議席数
アルバータ州	6
オンタリオ州	24
ケベック州	24
サスカチュワント州	6
ニューファウンドランド州	6
ニューブランズウィック州	10
ノヴァスコシア州	10
ブリティッシュコロンビア州	6
プリンスエドワードアイランド州	4
マニトバ州	6
ノースウェスト準州	1
ユーコン準州	1

議席数は各州の人口を基数で除した数とし、その基数は憲法によりケベック州に割り当てられた議席数六五で同州の人口を除した数とされた。この配分方式にはひとつ例外規定が設けられた。それは「二〇分の一ルール」と呼ばれるもので、どの州もその人口が全国人口の五%（二〇分の一）まで減少しない限り、議席数を減らさないと規定された。これは各州の当初の議席数を確保しようとする措置であった。

表一が示すように、その後、新しい州の連邦加入があり、かつまた人口増加もあって議席総数は増加しつづけた。一九一五年にいたり、当初の議席配分方式に変更がなされた。それは「上院条項（Senator Clause）」といわれるもので、各州は上院の配分議席数を下まわらない議席数を下院で確保するとする規定である。プリンス

表—2 1867年以降の各州配分議席数

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

YEAR	CANADA	ONT.	Q.Y.E.	N.S.	N.B.	MAN.	B.C.	P.E.I.	N.W.T.	NUMBER OF SEATS	
										YUKON AND N.W.T.	NFLD.
1867	181	82	65	19	15						
1871	185	82	65	19	15	4					
1872	200	88	65	21	16	4	6				
1873	206	88	65	21	16	4	6	6			
1882	211	92	65	21	16	5	6	6	4		
1887	215	92	65	21	16	5	6	5	4		
1892	213	92	65	20	14	7	6	4	10		
1903	214	86	65	18	13	10	7			1	
									SASK. ALTA.		
1907	221	86	65	18	13	10	7	4	10	7	1
1914	234	82	65	16	11	15	13	3	16	12	1
1915	235	82	65	16	11	15	13	4	16	12	1
1924	245	82	65	14	11	17	14	4	21	16	1
1933	245	82	65	12	10	17	16	4	21	17	1
1947	255	83	73	13	10	16	18	4	20	17	7
1949	262	83	73	13	10	16	18	4	20	17	7
1952	265	85	75	12	10	14	22	4	17	17	2
1966	264	88	74	11	10	13	23	4	13	19	2
1976	282	95	75	11	10	14	28	4	14	21	3
1987*	295	99	75	11	10	14	32	4	14	26	3
											7

出所 Elections Canada, *Representation in the Federal Parliament* (1993)

エドワードアイラント州がそれまで保持していた四議席を保証する措置であった。

一九四六年にいたり、当初のケベック州の選挙区人口を基数とする方式に不満が高まり、新しい方式が採用された。それは議席総数を二五五とし、総人口における各州人口の割合に応じて議席を配分する方式である。しかし、この方式では当然のことながら人口の増えない州は減員せざるをえない。

一九五一年国勢調査結果から、ノヴァスコシア、マニトバ、サスカチュワント州が減員となつた。人口の少ない州の急激な減員を防止するため、そこで「一五%条項」

を二五五とし、総人口における各州人口の割合に応じて議席を配分する方式である。しかし、この方式では当然のことながら人口の増えない州は減員せざるをえない。

一九五一年国勢調査結果から、ノ

論 説

六

が設けられた。すなわち、どの州も議席総数の一五%以上の減員はしないとする条項である。しかし、それでも前記三州に加えて、ケベック州も一九六一年国勢調査の結果、減員となつた。つづく一九七一年国勢調査結果から、さらにニューファウンドランド州を加えた五州で減員になることが予想され、これらの州での不満が強まつた。

減員がつづく州の不満を解消するために、一九七四年国民代表法（Representation Act）が制定された。同法では「下院議席配分はカナダ連邦の融合の核心である」とし、どの州も以後議席数を減員しないことを保証した。⁽⁸⁾この規定はカナダ連邦制を維持するためのやむをえない措置ともいえたが、しかし、その結果、人口増の州に対しても増員をつけたことから、議席総数は増加しつづけた。一九七一年国勢調査結果に基づき、一九七四年国民代表法をふまえて一九七六年に議席再配分が行なわれ、議席総数は一八増の一八二となつた。一九八一年国勢調査結果に基づき一九八七年に確定した議席再配分では総数は二九五となつた。次に、こうした結果をもたらす現行の議席再配分方式を説明しよう。

表一―3と表一―4が現行の議席再配分方式である。まず、一九七六年に定められた議席総数一八二を出発点とする。うち二議席がノースウエスト準州に、一議席がユーコン準州に割り当てられるので、二八二から三を引いた二七九が残りの州に配分される議席数である。この二七九でノースウエスト準州とユーコン準州を除く一〇州の人口を除して選挙基数を計算する。一九八一年国勢調査結果では、選挙基数は八七、〇〇五であった。次に、八七、〇〇五で各州人口を除してでた数字が各州に配分される議席数である。なお、小数点以下は四捨五入される。それから調整がはかられる。上記の計算から従来より議席数が少なくなる州については、「上院条項」と第三三

表—3 1981年国勢調査結果に基づく再配分方式

PROVINCE OR TERRITORY	NUMBER OF SEATS ESTABLISHED IN 1976 AND CONSTITUTING 33rd PARLIAMENT	CALCULATIONS				ELECTORAL QUOTIENT
		POPULATION 1981	NATIONAL QUOTIENT	ROUNDED RESULT	SPECIAL CLAUSES	
Newfoundland	7	567,681	87.005	7	—	7
Prince Edward Island	4	122,506	87.005	1	3	4
Nova Scotia	11	847,442	87.005	10	1	11
New Brunswick	10	696,403	87.005	8	2	10
Quebec	75	6,438,403	87.005	74	1	75
Ontario	95	8,625,107	87.005	99	—	99
Manitoba	14	1,026,241	87.005	12	2	14
Saskatchewan	14	963,313	87.005	11	3	14
Alberta	21	2,237,724	87.005	26	—	26
British Columbia	28	2,744,467	87.005	32	—	32
Northwest Territories	2	45,741	—	—	—	2
Yukon Territory	1	23,153	—	—	—	1
TOTAL	282	24,343,181			295	

出所 Elections Canada, *Representation in the Federal Parliament* (1993)

表—4 1991年国勢調査結果に基づく再配分方式

PROVINCE OR TERRITORY	CALCULATIONS					ELECTORAL QUOTIENT	
	NUMBER OF SEATS ESTABLISHED IN 1976 AND CONSTITUTING 33rd PARLIAMENT	POPULATION 1991	NATIONAL QUOTIENT	ROUNDED RESULT	SPECIAL CLAUSES		
Newfoundland	7	568,474	97,532	6	1	7	81,211
Prince Edward Island	4	129,765	97,532	1	3	4	32,441
Nova Scotia	11	899,942	97,532	9	2	11	81,813
New Brunswick	10	723,900	97,532	7	3	10	72,390
Quebec	75	6,895,963	97,532	71	4	75	91,946
Ontario	95	10,084,885	97,532	103	—	103	97,912
Manitoba	14	1,091,942	97,532	11	3	14	77,996
Saskatchewan	14	988,928	97,532	10	4	14	70,638
Alberta	21	2,545,553	97,532	26	—	26	97,906
British Columbia	28	3,282,061	97,532	34	—	34	96,531
Northwest Territories	2	57,649	—	—	—	2	
Yukon Territory	1	27,797	—	—	—	1	
TOTAL	282	27,296,859				301	

出所 Elections Canada, *Representation in the Federal Parliament* (1993)

議会で定められた「祖父条項 (Grandfather Clause)」により従来通りの議席数が確保される。たとえば、プリンスエドワードアイランド州は計算上は一議席しか配分されないが、「議席数を減らさない」という「祖父条項」と「上院の議席数を下回らない」という「上院条項」により、三議席が加えられ、四議席となつた。

表一4は一九九一年国勢調査結果に基づく議席再配分方式である。上記の方式を踏襲し、さらに人口の増加したオンタリオ州に四議席、ブリティッシュコロンビア州に二議席増加した結果、議席総数は三〇一となつた。⁽⁹⁾ この配分方式を続けていくと、二〇〇一年には議席総数は三六九になると予想される。連邦の融合を重視する結果、議席数がとめどなく増加するという事態は重大な問題である。また、その関連で、人口の少ない州の既存議席数を尊重することから、格差の拡大が深刻になつていて⁽¹⁰⁾いる。表一4から明らかのように、プリンスエドワードアイランド州では四議席配分の結果、実際の一議席当りの人口は三二一、四四一であるのに対して、人口最大のオンタリオ州では一議席当りの人口は九七、九二人となり、三倍以上の格差をうみだしている。

つづいて、議席再配分後の選挙区再編成をとりあげよう。一九五一年までは連邦下院自らが議会内にそのための委員会を設けて区割りを行つてきた。しかし、当該委員会はしばしば党利党略的な駆け引きの場となり、いわゆるゲリマンダリング (gerrymandering) ⁽¹¹⁾が横行した。ことに、政権党現職議員の再選確保を露骨にめざす区割りが目立つた。こうした選挙区画再編成に対して批判が高まり、独立した第三者機関に委ねるべきだという意見が強まつた。その結果、一九六四年一一月に至り、各州に連邦下院選挙区画委員会を設置することが議決された。すなわち、連邦を構成する一〇州とノースウェスト準州にそれぞれ三人の委員から成る選挙区画委員会が設立された。(なお、ユーロン準州は一議席しかないと、選挙区画委員会は設置されてい

論 説

一〇

ない)。

当初、三人の委員のうち一人は判事とし、各州の首席判事がこれを指名する、他の二人はそれぞれ与党と野党第一党の推薦する者をあてることになったが、他の野党より強い反対が出された。結局、他の二人については下院議長が推薦する者となり、実際の人選にさいしては主要政党間の合意をとりつけることが慣例となっている。三人の委員のうち判事出身の委員が委員長となり、委員会自体は選挙区画再編成を任務とし、その都度設立され、任務が終了すれば解散する。

カナダの選挙区画委員会制度はイギリスのそれに類似するところがあるが、各州に設置している点が特徴的である。さらに、公聴会を通じて選挙民の意思を反映させる機会を設けている点も特徴的である。イギリスでも公聴会の機会を設けていますが、一定数の署名を必要とする請求型であるのに対しても⁽¹²⁾、カナダの場合、州内の主要地域での公聴会があらかじめ設定され、そこで表明された選挙区画委員会原案に対する意見や異議を受けて原案を修正しうることになっている。公聴会の設定とか運営については慎重な配慮がなされる。⁽¹³⁾まず、選挙区画委員会原案の公表、一定期間後の公聴会の日程と場所の発表、事前の文書による意見表明の要請などである。公聴会での議論を経て、選挙区画委員会は最終報告書を作成し、連邦選挙管理委員長（Chief Electoral Officer）に提出する。

選挙区画委員会が区割り作業を実施するにさいしては一つの主要な規準が重視される。人口規模の平等と利益共同体の尊重である。前者は「一人、一票」の原則に沿つものであり、ことに各州とも州内の人口移動が激しいことから、全面的な再編成を要請される。できるだけ平等な選挙区作りが追求されるが、カナダの自然的地形的

条件を考慮して、選挙区間の平均人口からの一定限度の逸脱は許容されることになつていて。原則として上下二五%の範囲までは許容される。利益共同体の尊重には前述の自然的地形的条件とともに人間的要素も含まれるとされる。

選挙区画委員会は自前のスタッフにより作業を進めるが、スタッフの派遣とか技術的支援を含む諸援助が連邦選挙管理委員会よりなされる。連邦選挙管理委員会と各州の連邦下院選挙区画委員会は密接な協力と連携により、選挙区再編成作業を進めているのである。⁽¹⁴⁾ 選挙区画委員会は各州ごとに設立されているが、連邦選挙管理委員会を通じて相互の連絡とか情報交換がなされている。

先述したように、各州の連邦下院選挙区画委員会が作成した区割り案（最終報告書）は連邦選挙管理委員会に届けられ、そして選挙管理委員長を通じて下院議長に提出される。下院議長は提出された各州の連邦下院選挙区画委員会の区割り案を議会内の選挙関係事項を扱う委員会に送付する。同委員会は区割り案を検討し、一〇名以上上の議員による異議、反論がある場合、それらをまとめて下院議長に提出する。下院議長はそれらを当該委員会の審議録とともに関係選挙区画委員会に送る。選挙区画委員会は議員による異議、反論を検討し、報告書を修正するかどうかを決定する。⁽¹⁵⁾ 選挙区画委員会の決定を受けて、連邦選挙管理委員会は新しい選挙区画をもりこんだ国民代表令（Representation Order）を作成し、内閣に提出する。内閣はこれを受けて正式に新選挙区画を発表し、『官報』に掲載する。新選挙区画は一年間の周知期間を経て、次の総選挙から適用される。

(二) オンタリオ州連邦下院選挙区の事例

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

論 説

一一一

上述のような手続きと方法によりカナダでは議員定数再配分と選挙区画再編成が実施されることになっているが、実際の過程はどうであろうか。次に最近のオンタリオ州連邦下院選挙区画の再編成を事例としてとりあげ、実態の検討を試みよう。

一九九一年に国勢調査が実施され、翌九二年中に調査結果がまとめられ、議員定数再配分・選挙区画再編成の基礎となる人口統計資料が作成された。そして九三年に入り、再編成作業が開始された。実際には委員とかスタッフの人選の必要などもあり、各州の連邦下院選挙区画委員会が活動を開始したのは九三年八月から九月であった。各州への議席配分については連邦選挙管理委員会より人口増の著しいオンタリオ州とブリティッシュコロンビア州をそれぞれ四議席増、二議席増とし、総数では三〇一とすることが提示されており、この定数配分を受けて各州は州内の連邦下院選挙区画の再編成を実施することになった。各州の連邦下院選挙区画委員会はほぼ一年間かけて区割り作業に従事するが、主な作業の流れは原案（第一次報告書）作成に約四ヶ月、公聴会に約二ヶ月、修正案（最終報告書）作成に約二ヶ月、そして印刷に約二ヶ月が見込まれた。オンタリオ州連邦下院選挙区画委員会が原案を作成したのは一九九四年一月であり、ちなみにブリティッシュコロンビア州連邦下院選挙区画委員会の場合は同年三月であった。

一九九三年九月に設立されたオンタリオ州連邦下院選挙区画委員会は、同州首席判事の指名するドナルド・スチール（Donald R. Steele）判事を委員長とし、ウェスタンオンタリオ大学政治学準教授アンドリュー・サンクション（Andrew Sanction）（副委員長）とヨーク大学グレンンドン・カレッジ政治学準教授シリベ・アренд（Sylvie Arend）を委員として活動を開始した。同委員会は精力的に作業を進め、一九九四年一月に原案（第

一次報告書) をまとめ、公表した。⁽¹⁶⁾ この報告書の冒頭において、同委員会の今回の選挙区画再編成にあたっての方針とか考え方が述べられている。

一九八一年の前回国勢調査から一九九一年の今回国勢調査にかけて、オンタリオ州人口は八、六二五、一〇七人から一〇、〇八四、八八五人へと一六・九%増加した。連邦選挙管理委員会はこの人口増加を勘案してオンタリオ州に四議席増の一〇三議席を配分するとした。配分議席数一〇三で州人口を除して得られた数値が選挙基數であり、それは九七、九一二となり、連邦内では最大となっている。つづいて選挙基數を基礎に一〇三の選挙区を作るのであるが、同委員会は、利益共同体あるいは州内選挙区における一体性ないし歴史的パターンを尊重する必要がある場合、および人口の希薄な郡部あるいは州北部選挙区における管理しやすい規模を維持する必要がある場合については、基數からの逸脱を認めることとした。同委員会はこうした場合を考慮して、特に異例の状況を除いて各選挙区人口は選挙基數の上下二五%以内にとどめるとして、その結果、上限は一二二、三九〇人、下限は七三、四三四人することとした。

つづいて同委員会は州内の人口動向の検討に移り、議席配分を行なった。州内で人口増が顕著であるのは、カナダ最大の都市トロントの郊外を形成するダーラム、ヨーク、ピール、ハルトンである。同委員会ではこれらの地域には六議席増が必要とする。内訳は、ダーラムでは一九八一年以後約四一%の人口増があり、一議席増の四議席とする、ヨークでは人口二倍増となつており二議席増の五議席とする、ピールとハルトンは人口がそれぞれ四〇%増加したので、三議席増とする、という案である。オンタリオ州は大幅な人口増加にもかかわらず四議席増しか認められていないので、人口が停滞している地域とか減少傾向の地域では当然減員をしなければならない。

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

図一1 オンタリオ州南部選挙区画案



出所 Supplement Canada Gazette Part I (January 12, 1994)

オンタリオ州内でそれに該当するのはトロント市内とオンタリオ州北部、とくにパリーサウンドである。同委員会はトロント市内とパリーサウンドでそれぞれ一議席減を提案する。なお、同報告書ではオンタリオ州北部での減員については慎重な配慮のあつたことを記している。すなわち、一九八一年国勢調査に基づく議席配分においてすでにオンタリオ州北部は二議席減に該当していたが、地域の実情に配慮してそのときは減員を見送った。しかし、一九九一年国勢調査結果でもオンタリオ州北部の人口減少傾向は続いており、もはや無視しえない事態になつてているとする。前回の議席配分においてオンタリオ州連邦下院議席総数九九のうち、オンタリオ州北部には一一議席が割り当てられ、全議席の一・一%を占めていた。しかし、一九九一年国勢調査では、オンタリオ州北部の人口は州人口の八%を占めるにすぎないことが判明した。四議席増の一〇三議席になつてもオンタリオ州北部が一一議席を維持するならば、それは一〇・七%の議席率となり、依然、多すぎるとする。

オンタリオ州連邦下院選挙区画委員会の第一次報告書は、さらにオンタリオ州南部の選挙区画編成で留意した点を述べている。オンタリオ州南部はカナダでもことに人口の集中している地域であるが、選挙基數に即して選挙区境界を定めようとすると、郡、市、町などの行政区画の尊重という別の再編成基準との衝突がしばしば発生する。選挙区画委員会はできるかぎり地方行政区画を尊重したが、しかし「選挙区間での許容しがたい格差の発生をもたらすことなく市域内にすべての選挙区をおさめることは不可能であつた」とし、いくつかの都市での行政区画の侵害を説明している。⁽¹⁷⁾ そしてこのようにして選挙区再編成を進めていったことから、一つの選挙区境界の変動は隣接する選挙区境界の変動をもたらす「さざ波効果」となり、結局、相当に大幅な選挙区画の変動を行つたと述べている。つまり、オンタリオ州全体としては四議席増となり、増員分を含む六議席が人口増の著しいト

論 説

一六

ロント郊外に配分され、二議席分はオンタリオ州北部とトロント市内選挙区の統廃合とで処理したのである。その結果、オンタリオ州内全般にわたり相当に大幅な選挙区境界の変動が生じた。

同報告書はまた選挙区画委員会案に対する公聴会の日程と開催場所も明記している。オンタリオ州はカナダ連邦最大の州であり、公聴会の開催回数も多く、一九九四年四月一八日から同年六月一三日まで一〇ヶ所で合計一七回にわたり開催が予定された。ちなみに今回同じく増員が認められたブリティッシュコロンビア州では、公聴会は同年五月一七日から六月二日にかけて九ヶ所で合計九回にわたり開催が予定された。オンタリオ州で公聴会開催が予定されのは、トロント（七回）、ワインザー、サンダーベイ、ディミンズ、サドバリ、ロンドン、ハミルトン（二回）、ネピアン、ベルヴィルおよびバリーで、トロントとハミルトンを除いて各一回ずつとなつている。開催場所はトロントとベルヴィルでホテルを利用したほかは裁判所とか市議会の建物を利用することになつていた。

さて、上述のような内容のオンタリオ州連邦下院選挙区画委員会の第一次報告書が発表され、さらに他の州の連邦下院選挙区画委員会の第一次報告書が次々と発表されつつある段階で、ジャン・クレティエン（Jean Chretien）首相の率いる自由党政権は、進行中の選挙区画再編成作業の停止を決断し、第一党のケベック連合の賛成も得て、連邦議会に連邦下院選挙区画委員会の作業の二年間停止を求める法案を提出した。同法案は進歩保守党が多数を占める連邦上院で停止期間の短縮（一年間）の修正を受けたものの九四年六月に成立し、その結果、選挙区画再編成作業はストップし、各州の連邦下院選挙区画委員会案はいわば「宙ぶらりん」の状態になつた。⁽¹⁸⁾自由党政権は一九六四年以来三〇年間続いた現行の議席配分・選挙区再編成方式を見直すべき時期に来ており、

今回の選挙区画委員会の作業を一時停止し、その間に新たな方式を検討したいと表明した。⁽¹⁹⁾しかし、今回の再編成は進歩保守党政権時に開始され、その途中の一九九三年一〇月総選挙で政権についた自由党により停止が求められたことから、さまざまな論議を呼んだ。本稿執筆の段階でこの問題は進行中であり、決着はついていないのであるが、カナダの連邦下院定数配分・選挙区画再編成制度の根幹にかかる事態であるので、筆者の入手しえた資料の限りで言及しておきたい。

連邦選挙管理委員会のハーシェル・サックス (Herschell Sax) 選挙区画担当上席分析官は、政府の今回の停止決定の理由の一つは各州への議員定数配分の再検討というカナダ連邦制の根幹にかかる問題が背景にあると述べている。⁽²⁰⁾すなわち、各州が連邦下院でどれだけの議席を有するかは、挫折に終わった一九八七年のミーチレイクでの憲法会議、一九九二年のシャーロットタウンでの憲法会議においてとりあげられた重要課題であるとする。周知のように、カナダ連邦の基本的枠組みは一八六七年憲法によって規定された。しかし、一八六七年憲法は連邦と州の管轄権の不明確さ、憲法改正手続き規定の欠落、憲法上の基本的人権規定の欠如などの問題点を含み、さらに近年台頭してきているケベック民族主義のような地域主義に対応できない面もあった。⁽²¹⁾こうした問題点の解決をめざして一九八二年に憲法改正が試みられたが、難航し、結局、憲法改正手続きの明確化と基本的人権保障規定のみ実現し、他の問題点には手がつけられないままとなつた。加えてケベック州の合意のないままに進められたことから、同州の強い不満を招いた。そこで新たな憲法改正作業が開始されることになった。一九八七年のミーチレイク会議において、連邦首相と州首相との間でケベックが「独特な社会」であることを憲法に明文化することを含む憲法改正の合意が成立した。それはケベック問題の解決をめざすものであったが、イギリス

論 説

一八

系住民の反発が大きく、とくに重要事項の改正には連邦議会と全州議会の賛成決議が必要という条件をクリアで
きず、流産した。⁽²²⁾ なお、重要事項とは、①女王と総督の地位、②州への下院最低議席数、③連邦議会における英
仏両国語の使用、④連邦最高裁の構成、⑤憲法改正条項の五項目であり、各州の連邦下院議席数は重要事項となっ
ている。さて、この事態に対し、ケベック州政府は不満を強め、連邦政府が新たな憲法改正案を提示しないか
ぎり、一九九二年秋に分権独立の選択肢を含む州民投票を実施する決定した。こうした事態の中で二回目の憲法
改正の試みとして、一九九二年八月にシャーロットタウンにおいて連邦首相、一〇州首相、二準州首相、四先住
民団体代表者が集まり、会議が開催された。全員一致の決定という厳しい要件にもかかわらず、会議ではケベッ
ク州の自治権拡大、先住民団体の権利確認、連邦上院の改革（公選制の導入）、連邦と州の管轄権の再調整など
さまざま課題について合意が成立した。⁽²³⁾ 連邦下院の議席配分についても、①オンタリオ州とケベック州に各一
八議席、ブリティッシュコロンビア州に四議席、アルバータ州に二議席追加する、②将来の人口比率の増減にか
かわらず、ケベック州に二五%の最低議席を保障、③下院の先住民代表の議席を確保するという案が合意された。
しかし、このシャーロットタウン合意は一九九二年一〇月実施の国民投票において賛成少数により否決されてしまつた。⁽²⁴⁾ 二回にわたる憲法改正の努力が失敗したことはカナダ連邦制の方向を不透明なものにしたとされる。そ
のことは連邦下院議席配分にも影響を及ぼしているのである。すなわち、カナダ連邦制再構築のための重要な事項
の一つである各州への連邦下院議席配分問題が解決しておらず、したがって選挙区画委員会が一九七六年法に基
づく配分方式で「自動的」に議席数を決定することへの反対が提起されているのである。

自由党政権による再編成作業停止の決定については、当初の配分案ではそれぞれ四議席増と二議席増となる才

ンタリオ州とブリティッシュコロンビア州では反発が起ることもに背景としての政略的な理由が指摘されている。たとえば、ブリティッシュコロンビア州首相マイク・ハーコート (Mike Harcourt) は、当初の選挙区画委員会案では同州は二議席増がはかられていたのに自由党政権が同案の凍結を求めていたことは同州の権利を奪うものであり、公正な代表制の実現を否定するものであると厳しく批判している。⁽²⁵⁾ 一九九四年三月一九日付『トロント・スター』紙は下院自由党指導者ハーブ・グレイ (Harb Gray) の「連邦選挙区画委員会案はその選挙区が△利益共同体△に関わりなく恣意的に分断されていると感じた多くの議員たちの怒りをかつた」とする発言を引用し、多数の議員たちが選挙区画委員会案に反対していることを伝えている。⁽²⁶⁾ 同年三月二二日付『バンクーバー・サン』紙は自由党下院議員で下院選挙区画担当委員会委員長のピーターア・ミリケン (Peter Milliken) の「下院議員たち、ことに東部諸州の自由党議員の大半が現行選挙区の大幅な改編に驚いている」との発言を引用し、自由党議員の反対をとりあげている。⁽²⁷⁾ さらに、三月二八日付『トロント・スター』紙は、下院自由党指導者ハーブ・グレイは同僚議員の選挙区画委員会案に対する強い反対を受けて、自由党が享受している現行選挙区での優位をさらに次の選挙でも維持したいために選挙区画再編成作業停止にふみきつたと伝えている。⁽²⁸⁾ 次回総選挙は一九九七年頃と予想されており、仮に当初の自由党政権の決定通り二年間の作業停止がなされたならば、停止期間終了後に作業を再開しても新しい選挙区画は次の総選挙には間に合わないことになる。これら新聞報道から現行選挙区での優位を確保したいとする政府与党や自分たちの選挙区を変えたくないとする現職議員、とくに九三年総選挙で初当選した自由党議員の思惑が、今回の停止決定の背景要因となっていることが浮かび上がってくる。

論 説

二〇

三 州議会の議員定数再配分・選挙区画再編成

(一) 手続きと方法

カナダ連邦を構成する一〇州と二準州議会（一院制）は、連邦下院と同様に定期的な国勢調査に基づく議員定数再配分とそれに伴う選挙区画再編成を実施している。その基本的な手続きはほぼ共通しており、①新しい選挙区画を作成するために中立的第三者による委員会が設立される、②同委員会は第一次報告書の中で原案を発表する、③委員会原案は公聴会で検討される、④公聴会で表明された意見を検討したのち、委員会は最終報告書を作成する、⑤最終報告書に盛り込まれた委員会の提案は法案として立法部に提案され、審議される、⑥法案は法律となり、新しい選挙区画が公布される、という段階を経る。

基本的なステップは上記の通りであるが、州によりいくつか異なるところがある。⁽²⁹⁾ まず、新しい選挙区画を作成する委員会からみていこう。中立的第三者機関ということでは共通しているが、ケベック州では常設機関であるのに対して、他州では臨時の機関である。名称も大半の州が「選挙区画委員会」であるが、「選挙活動ならびに選挙区画委員会」とか「代表委員会」などとしているところもある（本稿では便宜上選挙区画委員会としておく）。委員数も六州で三人であるが、他州では一、四、五、六、七あるいは八人と異なっている。四州で選挙管理委員長が委員になつておらず、八州が判事を委員長に選任している。州選挙管理委員長とか判事以外の委員については、ほとんどの州が州議会の同意を要件としている。なお、常設委員会制を採用しているケベック州では州首相が委員を推薦し、州議会の三分の一以上の賛成による承認を得て、五年任期を勤める。

表一五 選挙区画再編成の基準と採用状況

基 準	採用州の数
利益共同体	10
地理、規模および形状	10
接近性、交通	9
人口動向と成長率	9
人口の過疎、過密	6
既存の行政区画	5
コミュニケーション手段	4
既存のそして歴史的選挙区境界	4
地形と自然特徴	3
マイノリティ代表と利益	3
都市と農村の諸条件	2
権利と自由の憲章への忠実度	1
明快な境界の望ましさ	1

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

出所 Office of the Chief Election Officer of Ontario, *Materials on the Redistribution Process in Canada* (May 1994)

次に、選挙区画再編成の基準をみてみよう。どの州ももつとも重要な基準として人口規模の平等をあげるが、そのほかの基準としては表一五のような状況である。利益共同体、地理・地形的要因がほとんどの州で尊重され、交通、人口動向、過疎・過密が大半の州で重視されている。他方、行政区画の尊重をあげているのは半数の州にとどまり、歴史とか伝統を強調する州は四にすぎない。人口規模の平等原則からの逸脱については、州により扱いに若干のちがいがみられる。六州で選挙基数から二五%の許容範囲を明記している。一州が州南部選挙区について五%の許容範囲を認め、一州が州南部選挙区では一〇%，北部選挙区では二五%の許容範囲を設けている。許容範囲からの逸脱については、一州が一切認めないのに対しても、三州が州内の特定の孤立した地域あるいは州北部で例外を認め、三州が必要ないし望ましいと考える場合、逸脱する権限を委員会に委ねている。すでに言及したように、カナダにおいて人口は南部に偏在し、北部

論 説

二三一

は人口の疎らな地域が広がるのであるが、その扱いは州により違がみられる。三州で州北部に特定数の議席を割り当てる措置をとつてている。一州が州北部と南部において異なる人口許容範囲を設けている。また、島の多い二州では孤島に対して特別な議席を設けている。人口の偏在あるいは過疎・過密というカナダの選挙区画再編成にともなう難問について州による対応のちがいは、分権的な選挙区画編成機関の利点を生かすことができるといえよう。

公聴会の義務化は州レベルにおいてもカナダの選挙区画再編成の特徴となつていて、公聴会の設定方法とか運営については、州により扱いに若干のちがいがみられる。ほとんどの州が公聴会の日時と場所の通知を明記しているが、四州が妥当な期間を設けるべきとし、二州が少なくとも開催の三〇日前に、一州が少なくとも六〇日前に通知すべきとしている。公聴会には原則として誰でも参加して意見を述べることができるが、二州で公聴会において選挙区画委員会に提案を望むものは前もって書面による通知を求めている。

一連の公聴会を経て、各州の選挙区画委員会は最終報告書を作成するが、最終報告書の取り扱いについては州によりちがいがみられる。まず、最終報告書の提出先であるが、ほとんどの州では州議会に提出すべきとする一方で、州首相とか州司法相への提出を求めている州もある。州議会に提出された選挙区画案について、いくつかの州では一定数の議員による異議申し立てを認めており、異議申し立ては選挙区画委員会に送付され、同委員会は委員会の最終報告書の修正（補足報告書）を行なうかどうか決定する。

最終決定に関しては、三州において新選挙区画を定める法案は州議会に提案されるべきことを明記しているが、他州では州議会が選挙区画を定めるとだけ規定している。州議会での扱いは州により異なる。州議会が実質的な

審議を行うところもあれば、委員会の決定を尊重するところもある。周知期間については、新選挙区画案成立後一年間の周知期間を規定する州がある一方で、三ヶ月間の周知期間とする州もある。

(二) オンタリオ州議会選挙区の事例

これまで、州議会レベルでの議員定数再配分・選挙区画再編成の手続きと方法を全般的に述べた。つづいてオンタリオ州議会を事例としてとりあげ、州議会選挙区画再編成の実態を検討する。オンタリオ州はカナダ連邦を構成する一〇州と二準州中最大の州で、人口は全体の三七%を占めている。州議会議席総数は一三〇である。

オンタリオ州議会はこれまで一九六一年、一九七三年、一九八三年にそれぞれ議決によつて選挙区画委員会を設置し、選挙区画再編成を実施してきた。なお、選挙区画委員会は常設ではなく臨時の機関であり、任務終了後に解散する。ところで一九九一年国勢調査終了後、オンタリオ州議会は選挙区画委員会設置の議決をしなかつたため、選挙区画委員会は設立されず、したがつて一九九〇年代半ばにいたつても選挙区画再編成は行われていなかつた。もちろん、州内人口に変動がなければ、再編成の必要はないであろう。しかし、オンタリオ州では前回の国勢調査以降、大幅な人口増加が続いており（表—3、表—4参照）、その結果、州内各選挙区での格差が増大している。最大選挙区と最小選挙区の間の格差は五倍に達していた。オンタリオ州議会は定数一三〇議席のうち広大な地域ではあるが、人口の少ないオンタリオ州北部に一五議席を割り当て、残り一一五議席をオンタリオ州南部に配分することを定めている。州南部においては、選挙基数の上下二五%以内を許容範囲とすると、最大選挙区人口は八二、九三四人、最小選挙区人口は四九、七六〇人となるが、この範囲を逸脱する選挙区が続出しているのである。

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

論 説

二二四

る。要するに、オンタリオ州議会として選挙区画再編成を実施すべき時期を迎えていた。

オンタリオ州選挙管理委員長（Chief Election Officer of Ontario）ウォーレン・ペイリー（Warren R. Bailie）は再編成の遅れを憂慮し、同州議會議長に選挙区画再編成にとりかかるべき時期にきていることを伝えたが、しかし、議長はこれに前向きの姿勢を見せなかつた。⁽³⁰⁾ ベイリー委員長によれば、州議会が選挙区画再編成に消極的な理由として、選挙区画再編成により現行一二〇議席より増加する可能性があり、これ以上の議席増には反対が多いこと、および政治家も選挙民もこの問題に熱意がなく、したがつて強い要請もないことをあげている。しかし、一〇州のうち九一年国勢調査を経て再編成を実施していないのはオンタリオ州だけであり、しかも選挙区間格差が拡大しつづけていることから、再編成をしないままですることはできないとの認識を示している。⁽³¹⁾

このように本稿執筆段階ではオンタリオ州議会の選挙区画再編成は実施されていないため、ここでは前回の一九八〇年代の事例をとりあげることにしたい。一九八〇年代のオンタリオ州議会の選挙区画再編成も糺余曲折を経て実施されており、一九八三年に開始し、一九八六年によく終了している。

オンタリオ州議会が一九八一年国勢調査を受けて州議会選挙区画再編成のための選挙区画委員会設置を議決したのは、一九八三年六月一六日である。⁽³²⁾ つづいて選挙区画委員会の三人の委員の人選に入り、州高裁判事のサミュエル・ヒューズ（Samuel Hughes）を委員長とし、州選挙管理委員長ウォーレン・ペイリーとウェスタン・オントリオ大学歴史学準教授ネヴィル・トンプソン（Neville Thompson）の一人を委員とする」とが同年六月二十四日に決定した。同委員会は七月四日第一回会合を開催し、同年一二月二二日までに計一六回の会合をもち、第一

次報告書作成にあたつた。作成にあたつては州人口八、六二五、一〇七人を選挙区数一三〇で割り、選挙基數を六六、三四七とした。上下二五%の許容範囲を認めると、最大選挙区人口は八二、九三七、そして最小選挙区人口は四九、九六〇となつた。ただし、オンタリオ州では北部に一五議席を割り当てる事になつており、南部の一五選挙区について先の数値が用いられた。

第一次報告書は一九八四年二月九日に発表され、つづいて公聴会の日程と場所が通知された。第一回の公聴会は同年四月五日にウインザーで開催され、同年五月二十四日までに一二市で合計一八日間にわたり開催された。⁽³³⁾ 連の公聴会において五八九の意見表明がなされた。公聴会での意見をふまえて選挙区画委員会は一九八四年一月二六日に第二次報告書を作成し、州議会に提出した。しかし、當時、州議会選挙が切迫しており（選挙は従来の選挙区で実施）、州議会での審議が開始されたのは州議会選挙後（一九八五年五月一日）の同年七月五日であつた。しかも間もなく州議会は夏期休暇に入つたため、審議は中断し、再開されたのは同年一〇月一五日であり、それは一九八六年一月六日まで続いた。途中で州議会選挙実施による中断があつたとはいえ、第二次報告書の州議会提出から一三ヶ月もかかってようやく審議が終了したことは、同報告書の内容に論議のあつたことを物語つている。この間の経過については、一九八六年三月提出の選挙区画委員会第三次報告書に記されているので要約しておこう。⁽³⁴⁾

同報告書によれば、一九八五年七月五日以降の州議会において三九人の議員が第三次報告書の選挙区画再編成案（以下、第三次案とする）にあらかじめ異議を提出し、審議期間中に意見を述べ、さらに二一人の議員が審議中に発言した。合計で六〇人の議員が審議に参加した。半数近い議員が異議を申し立てたり、発言したりしたの

論 説

二六

であつた。議員たちの議論は第三次案でもみられた郡部選挙区数の減少に集中した。つまり、議員たちは郡部での減員という選挙区画委員会案に強い異論を提起したのであつた。議論は、エセックス郡とケント郡、ブルース郡、グレイ郡およびヒューロン郡、そしてレンフリュー郡の三地域で各々一選挙区を廃止し、ウエリントン郡とグフェリン郡で一選挙区増やすという選挙区画委員会案に集中した。また、そもそも郡部選挙区とはなにかという定義をめぐつても異なる統計数字を用いた反論が展開された。こうした反対意見や議論に対しても議員側は第三次報告書において、与えられた再編成規準にしたがつて対処したことを強調している。すなわち、一九七一年国勢調査に基づく議席再配分・選挙区画再編成では、オンタリオ州は一二五州議会選挙区を設定した。一九七一年から一九八一年にかけてオンタリオ州人口は七、七〇三、一〇六人から八、六二五、一〇七人へと九二三、〇〇一人、すなわち一二%も増加した。選挙区画委員会は五議席増の一三〇議席で再編成する権限を与えられた。委員会としてはこの五議席を人口増の著しい五つの地域に単純に配分するのはなく、全体として人口規模を規準に再編成するために、人口減の地域では選挙区数の減少、人口増の地域では選挙区数の増加を求めた。その結果、上記の郡での減員を提案したとする。

選挙区画委員会の第三次報告書は最終報告書として州議會議長に提出された。同報告書での区画案は一九八六年代表法案として州議会に提案された。同法案は一九八六年六月一日第一読会、七月八日第二読会、そして七月一日第三読会を通過し、成立した。選挙区画委員会の設置議決から三年余を費やしてようやく新しい州議会の選挙区画が確定したのであつた。

四 むすびにかえて——カナダの方法の現状と問題点——

本稿では小選挙区制を採用するカナダにおける議員定数再配分・選挙区画再編成制度の仕組みと実態を連邦下院ならびに州議会について、主にオンタリオ州の事例をあげて検討した。冒頭でも指摘したが、制度としてのカナダの議員定数再配分・選挙区画再編成方式はいくつかの優れた特徴を有すると評価することができる。まず、第一に、一〇年ごとの国勢調査に基づいて定期的な議員定数再配分が行われていることである。これは公正な選挙実現の根本原則ともいえる「一票の価値の平等」を維持する継続的な努力といえよう。第二には、議席配分に伴う選挙区画再編成を中立的第三者機関に委ねていることである。選挙区境界の変更は個別の政治家にとつてはその政治生命に影響する重大事であり、政党にとつては党の消長に関わる問題である。これを政治家に委ねるならば、さまざまな弊害の発生することはカナダの歴史自体からも指摘されている。⁽³⁵⁾ しかも、選挙区画再編成を実施する第三者機関を各州ごとに設置している点が第三のそして重要な特徴となっている。選挙区境界の画定には人口規模という統一的規準の一律の適用がまず重視されなければならないことはいうまでもないが、しかし、地域の実情に即した境界設定もゆるがせにはできない。歴史や伝統を誇る地域では住民の一体感や共同体意識を無視することはできず、自然的地形的条件の厳しい地域では交通とか湖沼、河川、山稜などを配慮することも要請される。こうした地域の実情に即した選挙区境界の設定には事情に精通している州単位の分権的区画委員会の方が適しているといえよう。人口規模という統一的規準の一的適用と地域の実情とはしばしば衝突する。両者の対立を矛盾なく整合的に解決することは困難であり、問題は地域住民や政治家の了解をどのようにして得るかに

論 説

二八

帰することが多い。その場合にも分権的選挙区画委員会の方が説得力をもつといえるのではなかろうか。

分権的選挙区画委員会に伴う問題点は委員会間の統一性とか相互調整をどのようにはかるかであろう。各州の選挙区画委員会がそれぞれの地域の実情に即した選挙区境界画定を行うことは、反面では統一的規準の実質的喪失の危険がありうる。個々の実情の尊重は客観的統一的規準の維持を困難にしかねない。カナダにおいてその危険性を救っているのは連邦選挙管理委員会の存在である。^{〔36〕} 連邦選挙管理委員会は一九二〇年に設立された選舉に関する全般的業務を扱う独立した中立的機関である。連邦選挙管理委員会の組織構成は、①財務部門、②管理部門、③コミュニケーション部門、④業務部門から成り、業務部門が選挙区画を担当している。この業務部門が技術的援助、情報の伝達、スタッフの派遣などを通じて各選挙区画委員会の仕事を把握し、任務の遂行を支援しているのである。すでに述べたように、各州単位の選挙区画委員会は臨時の機関であり、任務の終了とともに解散する。そのため、経験とかノウ・ハウが蓄積されず、貴重な資料とかデータが散逸しやすいことにもなる。そのような事態を救っているのも連邦選挙管理委員会の活動である。このように、各州の連邦下院選挙区画委員会が連邦選挙管理委員会との連携と協力のもとに選挙区画定業務にあたっている点が、カナダの第四の重要な特徴である。

カナダの選挙区画再編成制度はこのような優れた特徴を有するのであるが、しかし、現在、重大な危機に直面している。制度の空洞化から制度の否定に進みかねない事態にあるともいえる。それは連邦国家としてのカナダの成立以来の問題、広大な領土を有するカナダの自然的地理的諸条件、さらにはカナダの政治経済社会諸事情が複雑に関連している。まず、指摘しなければならないのは、議員定数配分がカナダ連邦制の基本的枠組みにかか

わる国家的重要課題になつてゐることである。既述したように、憲法改正会議でも各州の議席数は重要事項になつてゐるが、これまでの議席配分にさいしても人口変動に基づく議席数の増減という議席再配分の基本原則が適用しがたい事態が続いてゐるのである。とりわけ、人口が減少しても事実上減員できないようになつてゐる。そのままでは格差は拡大するため、放置することができず、結局、人口増加の州の増員で收拾せざるをえない。その結果、議席総数は議員定数再配分のたびに増加してきているのである。そのような措置をとつてもなお、オンタリオ州とプリンスエドワードアイランド州の間には三倍以上の格差が生じてゐる。この格差を是正しようとすれば、現状ではオンタリオ州の議員数をさらに増加しなければならない。このように議員定数再配分をめぐるならば、選挙区画定実施機関の任務を著しく阻害することになつてゐる。

紛糾は選挙区画定実施機関の任務を著しく阻害することになつてゐる。
 次に、人口の地域的偏在と厳しい自然的地形的条件もカナダにおける選挙区間委員会の活動に困難をもたらしている。それは公正な選挙の根本原則である「一票の価値の平等」の実現を困難にしてゐるのである。人口規模の平等という再編成規準をそのまま適用することができないのである。選挙基數の上下二五%の許容範囲を認めているが、それでもなお解決しがたい。カナダの人口増加の大半は南部に集中しており、人口の地域的偏在はさらに拡大しつつある。⁽³⁷⁾

第三に、カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成が当面する課題はマイノリティの保護である。とりわけ先住民の政治的発言権の確保が重要な課題である。先住民の権利擁護はシャーロットタウンにおける憲法改正会議でも重要な争点となつてゐた。小選挙区制のもとではこれらの人々が代表される機会は乏しく、実際に議員の数はきわめて少ない。⁽³⁸⁾

論 説

三〇

第四のそしてカナダの選挙区画委員会の活動をもつとも困難ならしめているのは、政治家や政党との関係である。本稿でも言及したように、連邦下院およびオンタリオ州議会では一九九一年国勢調査に基づいて当然実施されるべき議員定数再配分・選挙区画再編成が大幅に遅れている。その理由についてはさまざまに指摘がなされるが、党利党略とか個別議員の保身が関係していることは否定できない。現在、カナダの制度はこのような党利党略や政治家の関与によつて大きく揺らいでいるといつても過言ではない。そしてこの問題はカナダに限らず、実はすべての選挙区画再編成で起こりうるのである。その意味で、この問題がカナダにおいてどのように展開するのかは、重大な关心をもつて注目する必要があろう。

(1) アメリカの議員定数再配分・選挙区画再編成については、拙稿「アメリカの議員定数再配分・選挙区画再編成」、『法と政治』四五巻二号（一九九四年六月）、一〇五八ページ、拙稿「ゲリマンダリングについて」、『法と政治』四五巻四号（一九九四年一二月）、一〇四五ページ、およびリチャード・ニイミ「アメリカ合衆国議員定数再配分・選挙区再編成小史」、『法と政治』四二巻四号（一九九一年一二月）、一一五〇一二六六ページを参照。イギリスについては、拙稿イギリスの議員定数再配分・選挙区画再編成」、『法と政治』四四巻三・四号（一九九三年一二月）、一一四〇ページを参照。

(2) アメリカでは裁判所が選挙区画再編成を行なうことがあり、事実、一九九〇年代にはそのやり方が増加しているが、基本的には州議会が実施することになつてゐる。州議会で実施できない場合とか著しく困難な場合に裁判所がのりだすことが多い。

(3) なお、イングランド選挙区画委員会とウェールズ選挙区画委員会の事務局は同じであり、同一スタッフが実質的にイングランドとウェールズ選挙区画委員会の選挙区画定を担当している。

- (4) カナダにおける地域主義については、岩崎美紀子『カナダ現代政治』（東大出版会、一九九一年）とともに第一章と第二章を参照。
- (5) オンタリオ州議会選挙区画再編成については、同州選挙管理委員長ウォーレン・ベイリー氏より資料提供等で御協力いただいた。
- (6) カナダ選挙制度の簡潔な要約として、小林良彰『選挙制度』（丸善ライブラリー、一九九四年）、二二一～四一ページを参照。
- (7) カナダの連邦下院議員定数再配分と選挙区画再編成制度の系譜については、Elections Canada, *Representation in the Federal Parliament* (1993) を参照。
- (8) いわは「融和規定」(the amalgam formula) と呼ばれる。
- (9) カナダ国議事堂は当初議員数100を想定して建設されており、1100を超える議員数は現議事堂では収容しがたいといわれる。
- (10) カナダにおける選挙区画再編成制度の説明として、R.K.Carty, "The Electoral Boundary Revolution in Canada" *American Review of Canadian Studies*, Vol. XV, No. 3 (1985), 237-287 を参照。
- (11) ゲリマンタリングとはなにかについて、前掲「ゲリマンタリングについて」を参照。カナダにおけるゲリマンタリングの横行については、R.K.Carty, *op.cit.*, p237 の指摘を参照。
- (12) イギリスでは選挙区画委員会の第一次案について、当該選挙区の所在する地方政府あるいは100人以上の選挙民の異議があれば、地方公聴会を開催しなければならないことになっている。前掲「イギリスの議員定数再配分・選挙区再編成」、一一八ページを参照。
- (13) 選挙区画委員会の第一次報告書への掲載とともに新聞を通じて通知がなされる。すなわち、公聴会開催の少なくとも六〇日前に当該州で一般的に読まれている新聞に発表する」ことが義務づけられている。
- (14) 連邦選挙管理委員会のハーバード・サックス選挙区画担当上席分析官の表現では、「選挙区画再編成を実施する

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成

論 説

1111

のは各選挙区画委員会であり、われわれはそれを援助し、指導する」と述べている。一九九四年九月七日のインター
ビュー。

- (15) 選挙区画委員会として議員の異議や反論を慎重に検討するが、それらに従むべきもの認められていく。

(16) Supplement Canada Gazette, Part 2, January 12, 1994, *Electoral Districts Proposals for the Province of Ontario.*

- (17) *Ibid.*, p.8.

(18) 選挙区画委員会の作業停止を求める法案 (Electoral Boundary Readjustment Suspension Act) は一九九四年三月一八日に連邦下院に提案され、同年四月二二日通過、(以下にて連邦上院には四月一九日提案、そして五月二十五日通過、成立した)。

(19) *The Vancouver Sun*, March 22, 1994

(20) 一九九四年九月七日のインターネット。

(21) カナダ連邦制の諸問題ならびに憲法改正会議については、国武輝久「カナダにおける憲法と連邦秩序の再構築」、

国武輝久編著『カナダの憲法と現代政治』(同文館、一九九四年)、三一~一八ページを参考にしてまとめた。さらに、石川一雄『エスノナシヨナリズムと政治統合』(有信堂、一九九四年)のとくに第四章「カナダ連邦制とミーチ湖協定」も参照した。また、一九九四年九月から一九九五年一月まで関西学院大学にカナダ研究客員教授として滞在された、クイーンズ大学ロナルド・ワッタ (Ronald Watts) 教授からも教示を得た。

(22) 国武、前掲書、一四~一五ページ。なお、ケベック社会の独自性とかケベック独立運動の経緯については、加藤恒男『ケベック、わたしは忘れない』(冬青社、一九九五年)が詳しい。

(23) カナダ連邦制をめぐる詳細な議論として、Peter H. Russell, *Constitutional Odyssey: Can Canadians Become a Sovereign People?* がある。

(24) 国武、前掲書、一六~一〇ページ。

- (25) *The Financial Post*, March 29, 1994.
- (26) *The Toronto Star*, March 19, 1994.
- (27) *The Vancouver Sun*, March 22, 1994.
- (28) *The Toronto Star*, March 28, 1994.
- (29) カナダ The Office of the Chief Election Officer of Ontario, *Materials on the Redistribution Process in Canada* (May 1994) を参照。
- (30) 一九九四年九月八日のイハターニュー。
- (31) 一九九四年九月八日のイハターニュー。
- (32) 以下の経過にてござる。Ontario Election Boundaries Commission, *Report upon the Redistribution of Ontario into Electoral Districts* (November 1994) を参照。
- (33) カナダ選舉会議による、Ontario Election Boundaries Commission, *Supplementary Report upon the Redistribution of Electoral Districts in Ontario* (March 1986) を参照。
- (34) *Ibid.*,
- (35) R.K.Carty, *ibid.*
- (36) カナダ連邦選舉管理委員会にてござる。The Office of the Chief Electoral Officer of Canada, *Profile of an Institution* (July 1984) を参照。
- (37) オンタリオ州南部では一九八〇年代に約一五〇万人の人口増があり、その大半は都市部に集中した。また、特徴的なふりではカナダへの移民のほとんどがオンタリオ州南部の都市部に集中的に移住してござる点である。The *Toronto Star*, September 21, 1994.
- (38) カナダ先住民の権利と憲法問題にてござる。加藤普章『多元社会カナダの実験——連邦主義、先住民、憲法改正——』(未来社、一九九〇年) が詳しい。

カナダの議員定数再配分・選挙区画再編成